

四條畷市アウトリーチ支援業務委託 公募型プロポーザルに係る実施要領

1 目的

この要領は、令和7年9月から令和8年3月まで委託する四條畷市アウトリーチ支援業務の受託者となり得る者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

本業務について、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集することで、価格評価だけではなく、実績、専門性、企画力等を総合的に判断し、本事業の履行に最も適した契約相手方候補者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

四條畷市アウトリーチ支援業務委託

(2) 内容

別添「四條畷市アウトリーチ支援業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

(4) 設置場所

四條畷市中野本町1番1号 地内または受託者において四條畷市内に設置するものとする。

(5) 提案上限金額（税込み）

1,670,000円を上限とする。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次の要件を全て満たす者であること。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格となる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 四條畷市建設工事等入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録をしていること、若しくは、参加申し込み提出時に入札参加資格審査申請に必要な書類を提出できること。
- (3) 本市での競争入札における指名停止措置を受けていないものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始申立をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 健全な財政状況であり、納付すべき市税を滞納していないこと。
- (7) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 四條畷市アウトリーチ支援業務仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、業務を円滑に遂行できる体制を有し、本市と円滑に連絡調整ができるよう、事業所の所在地が四條畷市内にあること。
- (9) 法人格を有する団体であること。
- (10) 見積限度額、年額1,670,000円以下
- (11) 福祉事業や相談業務を1年以上運営している団体であること。

4 スケジュール

	内容	日程
1	プロポーザル実施要領等の公告	令和7年6月16日（月）
2	プロポーザル実施必要書類（仕様書・基本方針・実施要領・評価基準・様式）等の配付	令和7年6月16日（月）～6月23日（月）
3	質問事項受付期間	令和7年6月16日（月）～6月23日（月）
4	質問受付回答日	令和7年6月27日（金）
5	参加申込書および添付資料の提出期限	令和7年7月7日（月） 午後5時まで
6	参加申し込み審査及び1次審査の結果通知	令和7年7月14日（月）
7	企画提案書類の提出期間	令和7年7月14日（月）～7月22日（火）
8	プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査）	令和7年7月28日（月）
9	最終選考結果通知及び公表	令和7年8月上旬
10	契約締結	令和7年8月中旬予定

5 参加手続き

- (1) 実施要領等の公表
公募期間：令和7年6月16日（月）～7年7月7日（月）
- (2) 提出方法
電子メールによること。なお、受信確認のため、送信した直後に福祉政策課あてに必ず架電すること。
- (3) 提出期限
令和7年7月7日（月）午後5時（厳守）
- (4) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書（参加意思表明書）（様式第1号）
 - ② 業務実績調書（様式第3号）
 - ③ 業務実施体制調書（様式第4号）
 - ・ 契約締結後の業務体制について記入すること。
 - ・ 本業務受託にあたり配置予定支援員の相談業務等に係る実務経験歴を記入すること。
 - ④ 提案見積書（様式第5号）
 - ・ 提案見積書内訳（任意形式）を添付すること。指定様式は市ホームページからダウンロードして使用すること。
- (5) 提出先
四條畷市健康福祉部福祉政策課
メールアドレス fukushiseisaku@city.shijonawate.lg.jp
受付確認電話：072-877-2121(内線697)

6 質問書の受付及び回答

企画提案に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

- (1) 受付期間
令和7年6月16日（月）～6月23日（月）
- (2) 提出方法
電子メールによること。なお、受信確認のため、送信した直後に福祉政策課あてに必ず架電すること。
- (3) 提出期限
令和7年6月23日（月）午後5時（厳守）
- (4) 提出書類
プロポーザルに関する質問書（様式第2号）
指定様式は市ホームページからダウンロードして使用すること
- (5) 提出先
四條畷市健康福祉部福祉政策課
メールアドレス fukushiseisaku@city.shijonawate.lg.jp
受信確認電話：072-877-2121(内線697)
- (6) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのある者を除き、取りまとめのうえ令和7年6月27日(金)午後5時までに市ホームページに回答を掲載する。

(7) その他

応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項については回答しない場合がある。

7 1次審査（書類審査及び価格評価）

(1) 評価方法及び基準

提出された書類により四條畷市アウトリーチ支援業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、「四條畷市アウトリーチ支援業務委託公募型プロポーザル評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき審査する。書類審査における評価点が配点合計の6割未満である事業者は失格とする。

(2) 1次審査評価項目

項目		評価内容
書類審査	事業者の業務実績	福祉事業に関する実績年数
		相談業務に関する実績年数
	業務実施体制	配置予定の支援員の経験年数
価格		提示価格

(3) 結果通知

審査結果は、参加申込した全事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。1次審査通過事業者には、2次審査の日時等の詳細も併せて通知する。

送付予定日：令和7年7月14日（月）午後5時まで

8 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）企画提案書の提出

(1) 提出方法

電子メールによること。なお、受信確認のため、送信した直後に福祉政策課あてに必ず架電すること。

(2) 提出期限

令和7年7月22日（火）午後5時（厳守）

(3) 提出書類

①企画提案書提出届（様式第6号）

指定様式は市ホームページからダウンロードして使用すること

②企画提案書（様式任意。ただし、下記項目の記載を必須としA4サイズ10ページまで（両面印刷可）を上限とする）

・アウトリーチ支援業務の基本的な考え方（基本方針、事業計画）

- ・ 支援体制（人員配置）
- ・ 支援員の資質向上対策
- ・ 対象者の理解
- ・ 関係機関との連携
- ・ 個人情報保護
- ・ 苦情解決について
- ・ 仕様書以上の取組について

(4) 提出先

四條畷市健康福祉部福祉政策課

メールアドレス fukushiseisaku@city.shijonawate.lg.jp

受付確認電話 072-877-2121(内線697)

9 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

(1) 評価方法及び基準

提出された書類により選定委員会において評価基準に基づき審査する。
1次審査における評価点と2次審査の評価点を合計し、その合計評価点が最も高い事業者を受託契約候補事業者とする。

なお、評価点が同点となった場合は、提示価格の低い事業者を受託契約候補事業者に選定する。また、提案者が1事業者の場合においても審査を実施する。

(2) 2次審査評価項目

項目	評価内容
企画提案内容	事業の基本的な考え方
	支援体制
	支援員の資質向上対策
	利用者の理解
	関係機関との連携
	個人情報保護
	苦情解決
	仕様書以上の取組について

※2次審査における評価点が配点合計の6割未満である事業者は失格とする。

(3) 実施方法

提出した企画提案書をもとに説明することとし、希望により電子機器を用いて行うことも可能とする。ただし、使用する機器は参加事業者において準備することとし、市と事前に打ち合わせを行うこと。

※企画提案書提出時に添付していない資料等の追加は不可。

(4) 時間

1事業者あたりプレゼンテーション25分以内（準備含む）、終了後に

質問を最大15分以内の合計40分以内で行う。

(5) 出席者

1事業者あたり3人以内とし、当該事業者の職員以外の者の参加は認めない。

(6) 結果通知

2次審査実施事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。

送付予定日：令和7年8月上旬

1.0 選定結果の公表方法

本市ホームページに、受託事業者の名称及び合計得点を掲載する。なお、次点以降の参加事業者については合計得点のみを掲載する。

1.1 辞退

参加事業者は、辞退届（様式第7号）の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

1.2 その他留意事項

- (1) 参加事業者は応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルの提案は、1事業者につき1提案に限る。
- (3) 参加に要した費用等は参加事業者が負担をする。
- (4) 提出後の提出書類の修正、変更及び追加は一切認めない。ただし、本市の指示により書類の修正・追加を求める場合はこの限りではない。
- (5) 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 提出書類に虚偽があったと認められた場合、当該事業者の参加資格を取り消し、評価の対象としない。
- (7) その他不正な行為があったと認められた場合、当該事業者の参加資格を取り消し、評価の対象としない。
- (8) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

1.3 書類の提出先及び問合せ先

四條畷市健康福祉部福祉政策課

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話：072-877-2121（内697）

FAX：072-879-2596

E-mail：fukushiseisaku@city.shijonawate.lg.jp